

「県中地域の若年層定着促進事業」業務委託仕様書

1 業務名

県中地域の若年層定着促進事業

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）

3 業務の目的

福島県県中地域（郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町及び小野町。以下「県中地域」という。）は、様々な分野の大学や専修学校が立地しているほか、製造業を中心に多くの企業が立地し産業集積が進んでいる。一方で、若年層の進学や就職に伴う県外流出が顕著であり、県内企業の人材不足が課題となっている。魅力ある持続可能な地域社会を目指し、将来を担う若者が福島に暮らし、働き続けてもらうため、大学生や若手社会人を対象として、県内企業や地域資源の魅力を知り、体感する機会を創出することで、定住や将来的なUターンを促進することを目的とする。

4 委託業務の主な内容

本委託業務では、下記に記載するイベントの実施に係る企画・広報・準備・関係者との連絡調整・実施・撤収等、一切の業務を委託する。

なお、事業の運営にあたっては県及び関係機関等の要望に沿って、イベントを実施すること。

5 委託業務の実施内容

(1) 大学生と若手社会人ロールモデルとの交流授業

ア 開催日

令和9年2月までの間、2回以上

イ 会場

県中管内の大学キャンパス内

ウ 内容

大学生を対象として、県中管内の企業で働くロールモデルとなる若手社会人との交流授業を実施。主な内容については以下の通り。

(ア) 実施大学及び委託者と協議の上、県中管内の企業で働く若手社会人を招聘

(1回の実施につき、6社12名程度を想定)

(イ) 県中管内の企業等で働く若手社会人による仕事内容や働き方の魅力が伝わる

プレゼンテーション企画

- (ウ) 大学生が企業等への関心や就職意欲を高め、積極的な発言や交流を促すグループワークや交流企画
- (エ) 若手社会人と大学生間の活発な意見交換など、参加しやすい授業展開を促す司会やコーディネーターの配置
- (オ) 実施大学のキャリア教育や地域貢献（地域課題の解決）につながるコンテンツ
- (カ) 授業実施後に取組を広く周知する広報（テレビ、SNS等）
- (キ) 広報の際は、大学生や企業等のプライバシー、著作権、肖像権等に配慮したうえで実施すること
- (ク) 参加した大学生及び若手社会人へのアンケート実施と分析評価
- (ケ) その他、業務目的の達成に資するコンテンツ

(2) 地域資源を活用した若手社会人の出会い創出事業

ア 開催日

令和9年2月までの間、2回以上

イ 会場

県中管内で地域資源を活用できる場所（委託者と協議の上、決定する）

ウ 内容

県中管内企業を中心とした若手社会人等を対象として、県中地域の豊富な地域資源の魅力を体験することにより、業種を超えた出会いを創出するイベントを実施。主な内容については以下の通り。

- (ア) 参加者の利便性を考慮したツアーの造成
(例：バスツアーを1回、駐車場を確保できる会場型イベントを1回)
- (イ) 集客が期待できる話題性の高いツアーとするため、委託者と協議の上、福島県にゆかりのあるゲストを招聘
(特に女性の参加者の応募につながるゲストを選定すること)
- (ウ) 県中管内企業等への幅広い周知、広報、募集
- (エ) 若者のニーズや趣向を踏まえたイベント企画
- (オ) 荒天時でも事業の継続または代替案による実施が担保できるプログラム
- (カ) 参加者同士の交流を促すとともに、県中地域の魅力を理解し、地域への愛着や定住につなげるため、「県中地域ならではの」のアクティビティを含めること
(例：観光地（文化・スポーツ施設等）の活用、食文化や伝統文化の体験)
- (キ) 参加者間の積極的な出会いを促すコンテンツ
- (ク) 参加者間の将来的な企業間連携に繋げる仲間づくりを促すコンテンツ
- (ク) 参加者同士が交流しやすい展開や雰囲気づくりを促す司会等の配置
- (ケ) 参加者募集に関するチラシの作成

イベントのチラシを作成し、データは完成次第速やかに委託者に提出すること。

(コ) 参加者募集や取組を広く周知する広報（テレビ、SNS 等）

(サ) 参加者へのアンケート実施と分析評価

(シ) その他、業務目的の達成に資するコンテンツ

エ 想定集客人数

各40名程度

オ 参加料

委託者と協議の上、決定する。

(3) 広報強化事業

人口減少に伴う県中地域の地域課題の周知と対策事業の実施状況について、テレビ等のマスメディアや動画配信等を用いて、実施前の周知及び実施後の取組について広く周知を図ること。また、上記（1）及び（2）の事業に加え、連動して委託者が実施する以下の事業について広報を行うこと。

ア 広報媒体

幅広い年代への認知拡大に効率的であり、各イベントや地域の魅力を情報伝達することが可能なテレビ等のマスメディアや動画配信等

イ 時期

委託者と協議の上、各事業の実施状況や効果を考慮して決定する。

ウ 回数

各事業につき1回以上

エ 内容

- ・「大学生と若手社会人ロールモデルとの交流授業」（5（1）の事業）

委託者が指定する大学（想定：1校）の授業を実施後に取組内容について広報を行うこと。

- ・「地域資源を活用した若手社会人の出会い創出事業」（5（2）の事業）

参加者の募集にあたり効果的な時期、回数の広報を行うこと。

- ・「県外大学生を活用した地域課題解決プログラム」

（当該委託業務外で別途、委託者が主催する事業として実施）

県外大学生が県中管内の受入自治体でフィールドワークを実施し、地域課題への提案を行う事業において、フィールドワークまたは成果発表の実施後に、取組内容について広報を行うこと。

オ その他、効果的なプロモーションの展開について委託者と協議の上、SNS等を用いて、実施前の周知及び実施後の取組について広く周知を図ること。

6 その他

(1) イベントの実施

委託者と随時協議の上、実施すること。実施にあたっては以下の業務を行うこと。

- ア 企画・運営（進行台本や実施計画書の作成を含む）
- イ 会場設営・撤去（装飾を含む）
- ウ 必要に応じて、音響機器・録画録音機器、照明設備・備品設備・資材の設置
- エ 各施設、設備の適切な安全管理

(2) イベントの窓口業務（5（2）のみ）

- ア イベント告知や参加者募集に関する Web ページの作成
- イ 申し込みフォームの作成
- ウ 申し込みに対する問い合わせ対応
- エ 申し込みの管理、調整、連絡
- オ 申込状況の委託者への報告

(3) 共通項目

- ア イベント実施にかかる費用（会場費、招聘者やゲスト、司会等の謝金や旅費を含む）の支払いに関すること。
- イ イベントに必要な保険に加入すること。
- ウ 本業務に係る第三者との各種調整、交渉は、原則として受託者が行うこと。ただし、事前に委託者と十分協議を行い、情報共有を図ること。

7 本委託の実施上の留意事項等

(1) 実施体制・業務主任等

- ア 受託者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- イ 受託者は、本委託業務全体に関して主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、委託者との協議や打ち合わせ等に出席させること。
- ウ 受託者は、主たる責任者を定め、担当者との緊密な連絡と十分な打ち合わせを行うこと。

(2) 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

(3) 仕様の変更等

受託者が、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議し、承認を得ること。

(4) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて協議して定めるものとする。

(5) その他

- ア 本業務の実施に当たり、法令等の許可、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- イ 本業務を実施するために必要な打合せを随時実施すること。
- ウ 本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、県に適宜連絡すること。

8 成果物

成果物は次のとおりとする。なお、本業務により作成したデータ、写真、文書等の著作権（著作権法第 21 条から 28 条に定める全ての権利を含む）は委託者に帰属するものとする。

(1) 実績報告書

- ア 事業に掲げる内容を記録（記録写真・動画の撮影・新聞・メディア等の掲載記事等の収集）し、紙媒体 1 部及びデータで提出すること。
- イ その他、委託者が必要と認める資料

(2) 納品場所は委託者の指定する場所とする。

9 特記事項

本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。